

さくら保険サービス通信

〒830-0037 福岡県久留米市諏訪野町2570-9高村ビル2F

TEL 0942-37-7351 FAX 0942-37-7352

さくら保険サービスのURL <http://www.sakura-hoken.com/>

15年
4月号

30秒でチョットした情報通になれる



歳時記



オリジナル切手

■個人の記念切手を作るには

4月は切手趣味週間です。切手という社会的な出来事・行事を記念して発行する記念切手があります。最近では3月27日から一般公開された世界遺産・姫路城（兵庫県姫路市）の記念切手があります。この記念切手は白く輝く大天守や「平成の大修理」作業の様子などシート2種類で、人気が集まって売り切れる郵便局があったそうです。それで、急きょ1万2000部を増刷したそうです。

記念の行事は個人にもあります。赤ちゃんが生まれたり、子供が入学したり、息子・娘が結婚したり、還暦・金婚式など個人のライフサイクル記念もあります。

マイホームを建てたり、会社を創業したり、新商品を発売したりなどの出来事もあります。このような個人の記念行事・出来事を記念切手にすることができるのです。日本郵便の「オリジナル切手作成サービス」です。

フレーム形の郵便切手の内枠内に写真等を印刷するオリジナルの切手です。写真の仕上がり寸法は大型タイプの場合は約3.2cm×3.2cmとなり、それ以外は約2.4cm×2.4cmとなるそうです。申込み方法は日本郵便のHPからできます。



引用・参考資料：日本郵便HPより

30秒でチョットした情報通になれる



健康情報



よく眠れる寝具

■寝具のサイズを確認しよう

夜の眠りが少ないと、日中に眠気を誘います。(眠気の診断を下表でしてみましょう)。

夜の眠りが浅くなる原因の一つとして、寝返りがあります。

寝返りは寝ながらのストレッチ運動です。この運動が十分にできないと快眠ができずに疲れが残ることがあります。寝返りが充分できる要素の一つとして寝具の大きさがあります。自分の体から割り出した寝具のサイズを確認してみましょう。

●ベッドマット/和敷布団

幅：肩幅×1.5倍 丈(長さ)：ベッドマット=身長+30cm / 和敷布団=身長+40cm

●掛布団

幅：ベッドマット/和敷布団の幅+50cm

掛部分：身長+40cm

あなたの寝具はどうですか？

眠気の自己診断をしてみよう

下記の8問をチェックしましょう。合計点が高いほど、眠気が強いということになります
(全くない…0点 時々ある…1点 よくある…2点 いつも…3点)

	内容	全くない	時々ある	よくある	いつも
1	座って本を読んでいるとき、居眠りをすることは？				
2	テレビを見ているとき、居眠りをすることは？				
3	人の大勢いる場所でじっと座っているとき (会議や映画館など)、居眠りをすることは？				
4	他の人が運転する車に1時間以上休憩なしで ずっと乗っているとき、居眠りをすることは？				
5	午後じっと横になって休んでいるとき、 居眠りをすることは？				
6	座って人とおしゃべりしているとき、 居眠りをすることは？				
7	昼食後、静かに座っているとき、 居眠りをすることは？				
8	自分が車を運転していて、数分間信号待ち をしているとき、居眠りをすることは？				
合計点(11点以上の方は睡眠不足あるいは病気があるかも)					

30秒でちょっとした情報通になれる



注意喚起



遺言書の注意点

■自筆遺言書の書き方

遺言書にはいろいろあります。その中の自筆証書遺言は遺言者自分が書きます。費用はかかりません。いつでも書けます。書き換えることもできます。そんなわけで手軽に作成できます。そのために数多く利用されています。しかし、民法で定められたとおりに作成をしなければなりません。そうしないと遺言として認めてもらえません。要件をみたしていないと遺言が無効になってしまいます。従って、作成した遺言書を無効にしないために、以下のことに気をつけましょう。

①全文が遺言者の自筆であること

遺言の内容は必ず遺言者本人が自筆で行ってください。ワープロや代筆で作成した遺言は認めてもらえません。

遺言書を書く用紙についての指定はありません。縦書き横書きいずれでもかまいません。

②作成日付を明確に記すこと

作成年月日を書きます。平成27年1月1日と必ず日付を正確に明記します。「〇年〇月吉日」等は無効になります。

③遺言者本人が署名押印すること

遺言者本人の署名押印がない遺言は無効です。必ず自筆で署名・押印をします。遺言書に使用する印鑑は認印より実印にしましょう。

④遺言の内容

自宅・土地などは登記簿に記載されている住所を書きます。預貯金は金融機関名、預金の種類、口座番号、名義人名を書きます。

土地 ●●県△△市■●町 地番25番15 地目 宅地 地積 100平方メートル

預金 ●●銀行 △△支店 普通預金 口座番号1111111 名義人●●●●●

⑤封筒に入れて封印する

遺言書を封筒に封印します。貸金庫などの安全な場所に保管します。

30秒でちょっとした情報通になれる



トピックス情報

相続税の改正内容について



平成27年から相続税が改正されます

平成27年1月1日以後に相続税改正が適用されます。改正内容は①基礎控除の減額、②相続税率の一部引上げ。③小規模宅地等の特例の面積拡大など。詳しくはQ&Aで解説します。

①基礎控除の減額

いままでの基礎控除は5,000万円+(1,000万円×法定相続人の人数)でした。これが3,000万円+(600万円×法定相続人の人数)になります。いままでなら3人で相続する場合には5,000万円+(1,000万円×3人)=8,000万円までの基礎控除が認められていました。相続財産の合計がこの8,000万円以下なら課税されませんでした。その基礎控除が1月から3,000万円+(600万円×3人)=4,800万円に引き下げられます。

これによって、現在は相続税の課税対象になる割合は全国平均で4%程度なのが、来年からは6%程度に増えるといわれています。

②相続税率の一部引上げ

相続税の税率構造が一部引き上げになりました。税率区分が、6段階から8段階に変更され、2億円超から3億円以下の部分は40%から45%へ引上げ、6億円超の部分は50%から55%へ引上げが行われました。

③小規模宅地等の特例の面積拡大

被相続人と同居している相続人なら、土地の評価額が8割減額される「小規模宅地の特例」の対象面積240平方mから330平方mに拡大されました。